

ローカルルール

- ① アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- ② 修理地の区域の限界は青杭または白線をもって標示し、プレー禁止区域とする。球がその中にあるかスタンスがかかる場合は、競技者は規則に基づく救済を受けなければならない。本項の違反は一般の罰。
- ③ ペナルティエリアの境界は赤杭をもって標示する。
- ④ 排水溝は動かさない障害物とする。人工の表面を持つ道路に接した排水溝はその道路の一部とみなす。
- ⑤ クローズドのある予備グリーンは目的外のグリーンとする。
- ⑥ 電磁誘導カート用の軌道はその全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路上にある場合は、競技者は規則 16.1a に基づく救済を受けなければならない。本項の違反は一般の罰。
- ⑦ 樹木保護のための巻物施設(巻網など)はその樹木の一部とみなす。但し、樹木の巻物にはまった球は罰なしにその真下の地点から1クラブレンジス以内でかつホールに近づかないところにドロップすることができる。取り出した球は拭くことができる。本項の違反は一般の罰。
- ⑧ 球がジェネラルエリアにある場合で、動かさない障害物がグリーン上か、又はグリーンから2クラブレンジス以内にあり、球からも2クラブレンジスの範囲内で、しかも球とホールの間のプレーの線上にかかっているときは、次の救済を受けることができる。その球を拾い上げてホールに近づかずに障害物の介在が避けられるジェネラルエリア内で、球のあった箇所に最も近い所にドロップしなければならない。拾い上げた球は拭く事ができる。本項の違反は一般の罰。
- ⑨ No.2ホールグリーン右横、No.6フェアウェイ左側斜面及びカート道、No.15ホールグリーン左横の青杭で標示した範囲内に球が止まった場合は、指定ドロップ区域に拾い上げた球をドロップしなければならない。本項の違反は一般の罰。(ボール止めのネットが設置してあるところは、境界をネットのコース側の縁とする)
- ⑩ 各ホールにおいて、アウト・オブ・バウンズの境界を超えて、他のホールに止まった球は、相互にアウト・オブ・バウンズとする。
- ⑪ No.1・5 間、No.2・4 間の黄・黒杭を超えた場合はホールに近づかないジェネラルエリアより 1 罰打でプレーしなければならない。本項の違反は一般の罰。
- ⑫ グリーン上はパター以外のクラブの使用を禁止する。
- ⑬ プレーヤーはラウンド前やラウンドとラウンドの間にコース上で練習してはならない。
- ⑭ 特設ティ設置のホールで第 1 打がアウト・オブ・バウンズの場合、特設ティより第 4 打でプレーしなければならない。
- ⑮ ボール止めのネットが設置してあるところは、コースの境界をネットのコース側の縁によって定められる。
- ⑯ プレーヤーの球がみつからない場合(ロストボール)、あるいは第 2 打以降でアウト・オブ・バウンズの場合は、2 罰打を受け下記エリアよりプレーすることができる。(第 2 打がロスト、OB の場合第 5 打目でプレー)

地点より 2 クラブレンジスのオレンジ色の斜線の中より 2 罰打でプレー
アウト・オブ・バウンズの場合は、コースの境界を最後に横切った地点

